

分野別情報

第99回動物用医薬品専門調査会議事概要

■第99回動物用医薬品専門調査会■

日時:平成20年10月28日(火) 13:30 ~ 16:00

場所:食品安全委員会 中会議室

議事概要:

1)タウリン

・タウリンについては、「タウリンが動物用医薬品及び飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、動物に残留したタウリンが食品を介して、ヒトの健康を損なうおそれがないと考えられる。」とすることが了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

2)塩酸クレブテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)及び馬の経口投与剤(ベンチプルミンシロップ)

・継続審議となった。

3)その他

・厚生労働省から報告を受けた動物用医薬品アミトラズ、エトキサゾール、オキシリニック酸、シロマジン、バルネムリン、ミロサマイシンの推定摂取量等について、動物用医薬品専門調査会で確認された。

・確認評価部会において審議する動物用医薬品の指定について審議し、3物質の追加指定が行われた。

<参考>

1)動物用医薬品として、栄養補給及び中毒時の補助治療、飼料添加物として、飼料の栄養成分及び有効成分の補給に用いられています。

なお、タウリンについては、既に飼料添加物として評価済みであり、今回は食品衛生法第11条第3項に基づく対象外物質(人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの)とすることについて、厚生労働省から要請があったものです。

2)子宮収縮を抑制する作用を示すことから、牛の難産の場合等における処置に用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)